

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認公募について

令和8年9月11日

長野市長 荻原 健司

次のとおり、参加意思確認書の提出を公募します。

1 当該公募の主旨

当該エレベーターは三菱電機ビルソリューションズ㈱製であり、施工にあたっては乗場三方枠・レールなど既設品を再利用することで、費用の低減と工期の短縮を図る。また、安全安心なエレベーター機能を確認するには、既存設備に精通し、固有の技術と専門知識に基づく、同社製エレベーターの設置又は改修工事の経験が必要不可欠である。

このことから、本工事の施工にあたっては、技術的要件等を兼ね備えている三菱電機ビルソリューションズ㈱関越支社（以下「特定の法人」という。）を契約の相手方とする契約手続を行う予定としているが、当該特定の法人以外の者で、下記の応募要件を満たし、本工事の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合若しくは4の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定の法人との契約手続に移行する。

なお、4の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定の法人と当該応募者に対して、指名競争入札手続を行う予定である。

2 工事の概要

(1) 工 事 名 国補 市営住宅今井団地2号棟エレベーター改修工事

(2) 工 事 場 所 長野市川中島町今井原

(3) 設 計 大 要 市営住宅今井団地2号棟の昇降機設備改修工事一式

＜エレベーター仕様＞

用途：乗用エレベーター(車イス兼用)

新安全基準対応(戸開走行保護装置付)

定員・積載量：9名・600kg

定格速度：4.5m/分

停止階床数：6箇所(1～6階)

運転操作方式：乗合全自動方式

耐震クラス：A14

地震時管制運転：有(P・S波地震感知器)

火災時管制運転：有

停電時自動着床装置：有

(4) 施 工 期 間 竣工予定年月日：令和9年3月15日

週休2日工事(発注者指定型・月単位)対象工事

3 工事の目的

本工事は、市営住宅今井団地2号棟の昇降機設備の改修を行い、要是正判定(既存不

適格)の解消を図るものである。

4 応募要件

参加意思確認書を提出できる者は、以下の要件を満たしていること

(1) 基本的要件

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 令和7・8・9年度長野市建設工事競争入札参加資格を有している者であること。
- ウ 長野市入札参加者指名停止等措置基準に基づく指名停止期間中でないこと。
- エ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- オ 参加意思確認書を提出しようとする者との間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
 - (ア) 会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号及び第4号に規定する親会社と子会社の関係にある場合及び親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合のいずれかに該当する者
 - (イ) 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合及び一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合のいずれかに該当する者

(2) 技術力に関する要件

次の基準を満たす主任技術者を当該工事に配置できること。

- (ア) 配置技術者として、機械器具設置工事業の主任技術者となるための要件を満たす者を建設業法第26条に基づき配置すること。

資格は、公告日現在で取得していること(登録が必要なものについては、登録が完了していること。)を必要とする。

- (イ) 配置技術者は、当該工事の競争入札参加申請日以前3箇月以上の雇用関係を必要とする。

(3) 中立性・公平性に関する要件

中立・公平性を保つための規定が社則等に明記され、社員等に周知し厳格に運用していること。

(4) 守秘性に関する要件

社内規則等において、守秘義務の遵守及び違反した場合の規定があること。

(5) 施工実績に関する事項

過去15年(平成23年度)以降に、三菱電機ビルソリューションズ(株)製のエレベーター設置又は改修工事の施工実績を有していること。

5 参加意思確認書等の提出

本公募に参加を希望する者は、次のとおり参加意思確認書等を提出しなければならない。

(1) 提出書類

ア 参加意思確認書（様式第1号）

イ 入札参加資格認定通知書の写し

ウ 必要な資格及び施工実績を証する書類（竣工登録工事カルテ受領書の写し又は契約書の写し、資格証・免許の写し等）

(2) 提出期限 令和8年9月17日（木）午後4時まで

(3) 提出場所 7(1)に同じ。

(4) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便等記録が残るものに限る。）すること。
電送又は電子メールでの提出も可とするが、着信を確認すること。

(5) その他

ア 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書は無効とする。

イ 参加意思確認書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された参加意思確認書等は返却しない。

エ 市長は、提出された参加意思確認書等を、参加意思確認書等の審査以外に提出者に無断で使用しない。

オ 提出期限以降における参加意思確認書の差替え及び再提出は認めない。

6 参加意思確認書等の審査結果通知

参加意思確認書等の提出があった者には、次に掲げる事項を記載した通知を送付する。

(1) 応募要件を満たさないとした者にあつては、所定の期限までに応募要件を満たされないとされた理由について説明を求めることができる旨及び説明を求められたときは、所定の期限までに回答する旨を記載した参加意思確認結果通知書を送付する。

(2) 応募要件を満たすとした者にあつては、参加意思確認結果通知書に代えて、指名入札通知書を送付する。

7 担当部局

(1) 契約担当課

〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町 1613 番地

長野市役所 財政部 契約課 工事担当

電話 026-224-5015 FAX 026-224-5067

(2) 業務担当課

長野市役所 建設部住宅課

8 その他

(1) 参加意思確認書に記載した配置予定技術者は変更することができない。（配置予定技術者を必要とする場合に限る。）

(2) 参加意思確認書等に虚偽の記載をした場合は、当該参加意思確認書が無効とするとともに、長野市競争入札参加資格者指名停止等措置基準に基づく指名停止を行うことがある。

(3) 予算その他本市の事情により、当該手続を中止する場合がある。

(4) その他の本公募に関しての問い合わせ先は7と同じとする。